

資料一覧

- 【資料1－1】 [官庁営繕部における令和4年度の木造化・内装等の木質化の実績](#)
- 【資料1－2】 「木造計画・設計基準及び同資料」の改定について
※最新版は[こちら](#)
- 【資料1－3】 [国土交通大学校 専門課程「木材利用推進研修」](#)
- 【資料2】 [中大規模官庁施設の木造化のためのディテールの調査検討について](#)
- 【参考資料1】 [公共建築物における木材の利用の促進に関する懇談会 設置規約](#)
- 【参考資料2】 都市の木造化推進法及び基本方針 概要
※「都市の木造化推進法」 出典は[こちら](#)
※「基本方針」 出典は[こちら](#)
- 【参考資料3】 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用
の促進に関する法律 本文
※出典は[こちら](#)
- 【参考資料4】 建築物における木材の利用の促進に関する基本方針 本文
※出典は[こちら](#)
- 【参考資料5】 [官庁営繕における木材利用促進の取組](#)
- 【参考資料6】 [官庁営繕の技術基準](#)
- 【参考資料7－1】 木造計画・設計基準 令和6年版
※最新版は[こちら](#)
- 【参考資料7－2】 木造計画・設計基準の資料 令和6年版
※最新版は[こちら](#)
- 【参考資料8】 公共建築木造工事標準仕様書 令和4年版
※出典は[こちら](#)

官庁営繕部における令和 4 年度の木造化・内装等の木質化の実績 ※注 1

項 目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
新営棟数	36	29	45
延べ面積 (m ²)	66,111	23,282	92,955
うち、基本方針において積極的に木造化を促進するとされている公共建築物(棟) ※注 2	13	14	22
延べ面積 (m ²)	1,061	2,018	2,539
うち、木造化された公共建築物(棟)	12	14	22
(木造化率)	(92.3%)	(100.0%)	(100.0%)
延べ面積 (m ²)	1,046	2,018	2,539
内装等が木質化された公共建築物(棟)	21	20	28
うち、新築等 (棟) ※注 3	16	10	17
うち、模様替え (棟)	5	10	11
木材使用量 (m ³) ※注 4	348	1,307	1,000
うち国産材の使用量 (m ³)	285	1,161	635
(国産材率)	(81.9%)	(88.9%)	(63.5%)

注 1：官庁営繕費部所管予算のほか、各省庁からの支出委任予算による工事を含む。

注 2：国が整備する公共建築物（新築等）から、コストや技術の面で木造化が困難であるもののほか、当該建築物に求められる機能等の観点から木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されると例示されている施設を除いたもの。

（例示）・災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設

- ・刑務所等の収容施設
- ・治安上又は防衛上の目的から木造以外の構造とすべき施設
- ・危険物を貯蔵又は使用する施設等
- ・博物館内の文化財を収蔵し、若しくは展示する施設

ただし、令和 3 年度末までに設計に着手しているもの又は基本計画等を公表しているものにあつては、以下を除いた低層の建築物。

○建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる公共建築物。

○当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されると例示されている公共建築物

（例示）・災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設

- ・刑務所等の収容施設
- ・治安上又は防衛上の目的から木造以外の構造とすべき施設
- ・危険物を貯蔵又は使用する施設等
- ・伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物。
- ・博物館内の文化財を収蔵し、若しくは展示する施設

注 3：木造化された公共建築物の棟数は除いたもので集計。

注 4：当該年度に完成した公共建築物において、木造化及び木質化による木材使用量。

また、木造化を図った公共建築物の内、使用量が不明なものは、0.22 m³/m²で換算した換算値。

なお、内装等に木材を使用した公共建築物で、使用量が不明なものについての木材使用量は未計上。

○ 令和4年度に完成した事例



農林水産研修所つくば館水戸ほ場(茨城県水戸市)
研究本館(木造化)



福島第2地方合同庁舎(福島県福島市)
自転車置場(木造化)



中部森林管理局森林技術・支援センター(岐阜県下呂市)
庁舎(木造化)



中国四国管区警察学校生徒寮(広島県広島市)
渡り廊下(木造化)



松江地方合同(島根県松江市)
庁舎(内装等の木質化)



今治港湾合同庁舎(愛媛県今治市)
庁舎(内装等の木質化)

国土交通大学校 専門課程「木材利用推進研修」

1. 令和 5 年度の内容

(1) 概要

○平成 27 年度から、公共建築の施設整備等を担当する職員を対象とした「木材利用推進研修」を国土交通大学校において開講している。

○29 名の参加があった。(令和 4 年度 31 名)

○集合形式とした。

(2) 期間

令和 5 年 9 月 25 日 (月) ～ 9 月 29 日 (金) 5 日間

(3) 時間割

次ページ参照

(4) 参加者

国土交通省	他省庁	地方公共団体	独立行政法人等	計
13	6	6	4	29
(16)	(4)	(8)	(2)	(30)

() 内は令和 4 年度の参加者。

2. 令和 6 年度の内容

令和 6 年 9 月 30 日 (月) ～ 10 月 4 日 (金)、集合形式にて実施予定。

令和5年度 専門課程 木材利用推進研修 時間割

集合形式

(敬称略)

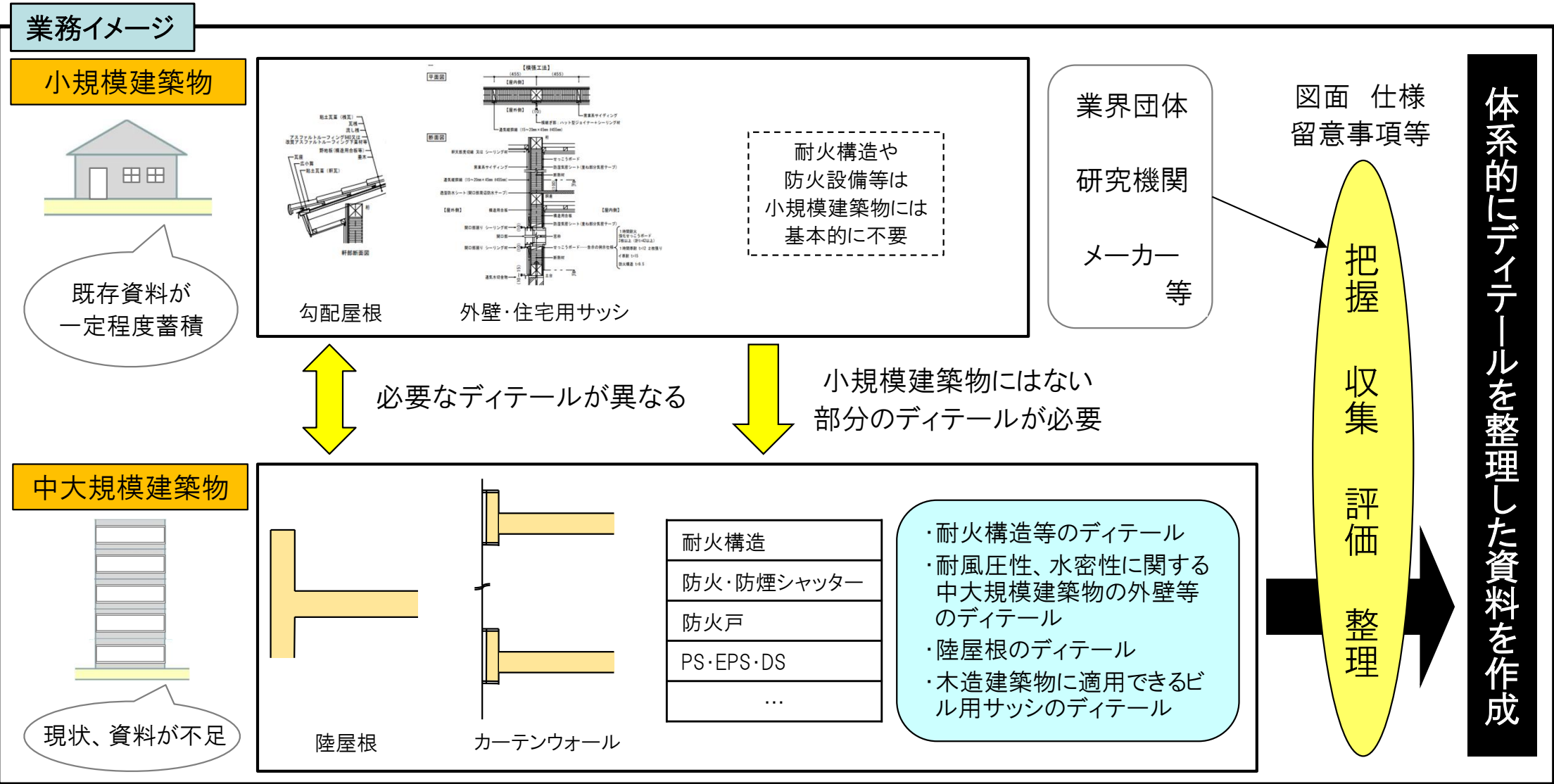
月 ／ 日	曜 日	8:30 8:50	11:50	昼食	12:50 13:15	17:15
9 ／ 25	月	10:00～ 入校式 10:10～ オリエンテーション 10:35～ ガイダンス	10:50～11:50 【公共建築物における 木材活用の推進について】 国土交通省 大臣官房 官庁営繕部 整備課 木材利用推進室 課長補佐 佐藤 靖浩		13:15～15:10 【建築基準法と防火設計】 桜設計集団一級建築士事務所 代表 早稲田大学 理工学研究所 招聘研究 員 安井 昇	15:20～16:20 【自己紹介、業務紹介】 (班別討議)
9 ／ 26	火	8:50～10:15 【森林資源の循環利用】 林野庁 林政部 木材利用課 建築物木材利用促進グループ 木造公共建築物促進班 課長補佐 日向 潔美	10:25～11:50 【木造建築物の施工管理】 (一社)日本CLT協会 企画・設計支援室 塩崎 征男		13:15～15:10 【木材及び木質系材料の特性】 東京大学大学院 農学生命科学研究科 准教授 青木 謙治	15:20～17:15 【木造における構造設計上の ポイントや留意事項】 東京大学 生産技術研究所 教授 腰原 幹雄
9 ／ 27	水	実地見学 ・フラッツウッズ木場 ・日刊木材新聞社 ・木材会館			実地見学 ・フラッツウッズ木場 ・日刊木材新聞社 ・木材会館	
9 ／ 28	木	8:50～10:15 【木造公共建築物の発注】 杉戸町 建築課 主幹 渡辺 景己	10:25～11:50 【計画・設計段階からの 木材調達方法】 特定非営利活動法人 木の家だいすきの会 代表理事 鈴木 進		13:15～15:10 【木造設計事例】 (株)マウントフジアーキテクツスタジオ 一級建築士事務所 主宰建築家 芝浦工業大学 教授 原田 真宏	15:20～17:15 【木造建築物の 耐久性向上のポイント】 関東学院大学 名誉教授 中島 正夫
9 ／ 29	金	8:50～10:15 【木造建築物に関する 最近の動向】 東京都市大学 名誉教授 大橋 好光	～10:45 自 習	アンケート・ 修了レポート作成	13:15～15:15 【木造建築物の企画・計画等】 (全体討議) 東京都市大学 名誉教授 大橋 好光 国土交通省大臣官房官庁営繕部 整備課木材利用推進室 室長 田阪 昭彦 係長 片岡 美佳	15:30～ 修了式

令和6年度： 中大規模官庁施設の木造化に適用可能なディテールに関する資料の収集及び評価
ディテールに関する図面、仕様、留意事項等を作成している団体等を把握し、資料を収集
収集した資料の官庁施設整備への適用可能性を評価

令和7年度： 官庁施設整備に資するディテールの体系化
官庁施設整備に適用可能なディテールについて、体系的に整理

体系的に
ディテールを
整理した資料

中大規模官庁施設の
木造化の効率化
＋
適切な整備水準の確保



公共建築物における木材の利用の促進に関する懇談会 設置規約

(趣旨)

- 第1条 公共建築物における木材の利用の促進について、学識経験者からの意見等を踏まえた効果的な政策の立案及び実施をするために、官庁営繕部に公共建築物における木材の利用の促進に関する懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(委員)

- 第2条 懇談会の委員は、別紙の掲げる者とする。
2 懇談会の委員は、必要に応じて追加を行うことができる。

(座長)

- 第3条 懇談会には座長を置く。
2 懇談会の座長は、懇談会に属する委員の互選により選任する。

(懇談会の議事)

- 第4条 懇談会の議事は原則として非公開とする。
2 懇談会の議事概要については、懇談会終了後速やかに作成の上、内容について委員に確認を得た後、国土交通省ホームページにおいて公開する。
3 懇談会の会議資料については、会議後、速やかに国土交通省ホームページにおいて公開する。
4 前2項の規定にかかわらず、懇談会において特に必要があると認めた場合は、議事概要及び会議資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

(参考人の出席)

- 第5条 懇談会は、座長が必要と認めるときは、参考人を招いて意見を聞くことができる。

(守秘義務)

- 第6条 懇談会委員及び参考人は、懇談会を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

- 第7条 懇談会の事務局は、国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課木材利用推進室に置く。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長がこれを定める。

附則

- 1 この規約は、平成25年3月18日から施行する。
- 2 この規約は、令和6年2月1日から施行する。

○ 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律

【平成22年法律第36号、令和3年10月1日改正法施行】

- ・ 令和3年改正：題名変更（旧法律名「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律」）
公共建築物から建築物一般へ対象が拡大
- ・ 木材利用促進本部（本部長：農林水産大臣、本部員：国土交通大臣他4大臣）による基本方針の策定・実施状況の公表等

○ 建築物における木材の利用の促進に関する基本方針【令和3年10月1日、木材利用促進本部決定】

- ・ コスト・技術面で困難な場合を除き、原則木造化（災害応急対策活動に必要な施設等を除く）
（旧基本方針：耐火建築物とすること等が求められない低層の建築物について、原則木造化）
- ・ 国民の目に触れる機会が多い部分（エントランスホール、情報公開窓口等）の内装等の木質化を促進

官庁営繕部における取組

- ・ 官庁施設の木造化・木質化に用いる技術基準類の整備を進め、広く情報提供等を行う（各省各庁・地方公共団体と積極的に連携）
- ・ 直轄の官庁営繕事業において木材を利用した官庁施設の整備を積極的に推進する

公共発注機関における木材利用のための環境整備

技術基準類の整備

- 新営予算単価
- 木造計画・設計基準
【令和5年度改定予定】
- 公共建築木造工事標準仕様書
- 木造耐火建築物の整備指針
- 木材利用の取組に関する事例集
- 木造事務庁舎の合理的な設計における留意事項
- 木材を利用した官庁施設の適正な保全に資する整備のための留意事項
- 木造官庁施設における施工管理・工事監理に関する留意事項集

人材の育成

- 木材利用推進研修（国土交通大学校）

木造化・木質化を図った官庁施設の整備

○ 木造化



○ 内装等の木質化



各省各庁や地方公共団体等と連携の上、引き続き木材利用の促進を図る

官庁営繕の技術基準

官 公 庁 施 設 の 建 設 等 に 関 す る 法 律

営繕計画書に関する 意見書制度

計画関連基準

新営予算単価

新営一般庁舎面積算定基準

緊急度判定基準

国家機関の建築物及びその附帯施設の 位置、規模及び構造に関する基準

施設整備関連基準

官庁施設の基本的性能
基準

官庁施設の環境保全性
基準

建築設備設計基準

公共建築工事積算基準

公共建築木造工事
標準仕様書

建築工事標準詳細図

官庁施設の総合耐震・
対津波計画基準

建築設計基準

建築構造設計基準

公共建築工事標準
仕様書

木造計画・設計基準

その他

保全の基準

保全関連基準

各所修繕費要求単価

庁舎維持管理要求単価

建築保全業務共通仕様書

その他